

## 最低制限価格制度及び低入札価格調査に用いる算出式の運用の一部見直しについて

江田島市では、契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定により最低制限価格制度及び低入札価格調査を定めています。

### 1. 見直しの内容

最低制限価格制度及び低入札価格調査に用いる算出式の運用（1/2）

工 事 の 種 類	工 事 費 内 訳					
	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等	
土 木 工 事	下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	鋼橋製作	直接工事費+材料費+製作費+工場塗装費+輸送費+架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費	一般管理費等
	電気（一般工事）	直接工事費+直接製作費（機器費×0.6）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費（機器費×0.1）	現場管理費+工事管理費（機器費×0.2）+ <u>機器間接費</u>	一般管理費等+機器費×0.1
	電気（鉄塔・反射板工事）	架設工事原価の直接工事費+工場塗装費+鉄塔製作費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費（鉄塔製作費×0.3）	現場管理費+工場管理費（鉄塔製作費×0.1）	一般管理費等
	機械設備	直接工事費+直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費+据付間接費+設計技術費	一般管理費等
建 築 工 事	建築（建築機械設備，建築電気設備を含む）	直接工事費×0.85	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.15	一般管理費等
	<u>解体工事（単独）</u>	<u>直接工事費×0.8</u>	<u>共通仮設費積上分</u>	<u>共通仮設費率分</u>	<u>現場管理費+直接工事費×0.2</u>	<u>一般管理費等</u>
	建築（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事）	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.2	一般管理費等

最低制限価格制度及び低入札価格調査に用いる算出式の運用（2／2）

工 事 の 種 類		工 事 費 内 訳					
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等	
工 事 下 水 道	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費＋機器費× 0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器 費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋ 設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等 ＋機器費×0.1	
	厚生労働省水 道施設整備費 国庫補助事業 に係る歩掛表 で積算した工 事	土木工事 電気設備 工事※ 機械設備 工事※	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
水 道 ・ 工 業 用 水 道 工 事	経済産業省工 業用水道事業 費補助金交付 要領細則で積 算した工事	土木工事 電気設備 工事 機械設備 工事	直接工事費＋機器費× 0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器 費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋ 設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等 ＋機器費×0.1
			直接工事費－（材料費 のうち管・弁・機械等 の購入費相当額×0.4）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋（材 料費のうち管・弁・機 械等の購入費相当額× 0.1）	現場管理費＋（材料費のう ち管・弁・機械等の購入費 相当額×0.2）	一般管理費等 ＋（材料費のう ち管・弁・機械 等の購入費相当 額×0.1）

（備考） 土木工事に関する用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書等による

建築工事に関する用語の定義：公共建築工事積算基準による

下水道工事に関する用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による

水道・工業用水道工事に関する用語の定義：厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表及び経済産業省工業用水道事業費補助金交付要領細則による（※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による）

## 2. 適用開始時期

平成23年1月1日以降に競争入札に付する工事に適用する。

## 3. 対象工事

最低制限価格制度：請負対象設計金額が130万円を超える工事

低入札価格調査：競争入札に付する工事で、特に市長が必要と認める場合

## 4. 算出式

広島県の算出式による（平成22年5月31日一部変更）

最低制限価格の算出式（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.6＋一般管理費等×0.30）の変更はありません。

ただし、予定価格の4分の3を下らない範囲内でその都度定める。